

## VII 商工会館ブラインド清掃委託仕様書

### 仕 様 書

- 1 件 名 ブラインド清掃委託
- 2 履行期間 平成 年 月 日( )
- 3 履行場所 港区立商工会館  
港区海岸1-7-8  
電話 3433-0862
- 4 業務内容 ブラインド清掃

和室	19.2㎡
研修室	11.2㎡
研修室天窗	11.2㎡
第1会議室	16.2㎡
第2会議室	16.2㎡
第3・第4会議室	27.6㎡
事務室	23.1㎡
事務室天窗	7.5㎡

\* 作業は1日で完了させること。

\* ブラインドは取り外し洗浄後、元のとおり取り付け。ただし、大型・電動式以外。

\*ブラインドを取り外さないで作業する場合は、洗剤拭き・水拭き・空拭きの3工程とする。

- 5 その他
- ・ 受託者は、作業の実施にあたり作業員の安全管理の万全を期すること。
  - ・受託者は、作業終了後すみやかに作業完了報告書を港区に提出すること。
  - ・この業務の遂行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が、港区の責に帰する理由による場合はこの限りではない。
  - ・本仕様書に定めのない事項、又は作業の実施にあたって疑義が生じたときには、港区と受託者が協議してこれを定めるものとする。
  - ・本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させると場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。